

補助金見直しガイドライン

堺市財政課

令和2年10月策定
令和5年5月改訂

目 次

1. ガイドライン策定の趣旨	1
2. 見直しの基本的な4つの視点（補助事業に対する原則的な考え方）	2
(1) 公益性・必要性	
(2) 有効性・効率性	
(3) 妥当性	
(4) 公平性	
3. 具体的見直しチェックポイントと見直しの方向性	4
(1) 委託や直接執行ではなく補助金が適切か。	
(2) 補助金額及び補助率（原則2分の1以下）は妥当か。	
(3) 団体運営費補助ではないか。（同補助は原則廃止）	
(4) 重複・類似のものはないか。	
(5) 公募制か。非公募の場合、説明責任を果たしているか。	
(6) 終期（原則3年）を設定した要綱を整備しているか。	
(7) 時代に即した市民ニーズに合致しているか。	
(8) 再補助はしていないか。	
(9) 交付先の財政状況を把握しているか。	
4. 検証の進め方	6

補助金見直しガイドライン

1. ガイドライン策定の趣旨

補助金の支出は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠としている。

補助をすることができる「公益上の必要性」が認められる事業とは、不特定多数の利益の増進に寄与する事業や活動であることに加え、客観的に行政が公費を支出する必要性が高いと認められるものである。

補助金は、行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効的な手段であるが、その性質上、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、その財源の多くには市民の税金が使われていることから、その必要性や効果について市民への説明責任を果たさなければならない。

また、手続きについても、交付に関する手続きの明確化を図り適正な執行を確保する必要がある。本市では、市全体の包括的な規則である「堺市補助金交付規則」を制定し、平成12年度から適用している。

この規則の遵守を促し要綱の整備や手続きを適正に行うこと及び補助金の必要性や効果について、毎年度予算編成の中で社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえて点検を行い、補助金の公金支出の適正化に努めているところである。

このように、過去にも補助金等の見直しは行ってきたところであるが、補助金の点検をどのように行うべきかについては、統一的な考え方を示すものが無く、令和元年度の包括外部監査において、補助金等支出の見直しに関する市としてのガイドラインを策定すべきであると指摘を受けたことから、令和2年10月に補助金見直しガイドラインを策定した。

持続可能な財政運営に向けた健全な財政基盤の構築のために、補助金見直しガイドラインに沿って、補助基準の明確化と補助金等制度全般における透明性の確保を進めることで、限られた財源を有効に活用していくことが可能となるため、十分に留意されたい。

以上の主旨について、十分に理解をされた上で、各所管部署においては、本ガイドラインを踏まえ、補助金の執行状況について検証を行い、市民からも理解が得られる、適正かつ透明性の高い補助金事業が行われるよう、見直しに努められたい。

なお、本ガイドラインの対象となる補助金は、堺市補助金交付規則平成12年9月29日規則第97号を適用する補助金とし、本市が交付する補助金、助成金、利子補給金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものをいう。

補 助 金・・・特定の事業、活動等を育成、助長するために市が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するもの。

助 成 金・・・定義は補助金と同じ。

利子補給金・・・資金の融通を受けて行う事務や事業の助成、育成のために資金の融通を行うものに対して当該融通資金に係る利息の全部又は一部に相当する額を、市が反対給付を受けないで、給付するもの。

2. 見直しの基本的な4つの視点

補助金の見直しにあたり、補助事業に対する原則的な考え方として、4つの基本的な視点を示す。

(1) 公益性・必要性

地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。補助金を交付するには、客観的にみて「公益性」※のあることが必要である。

また、公益性が認められる事業であっても、その目的及び内容が社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応し、行政が関与して推進すべき事業であることが確認できる必要がある。

- ・ 補助事業の目的や内容に客観的に明確な公益性が認められるか。
- ・ 補助事業の目的及び内容が社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか。
- ・ 公共性や適切な官民の役割分担の観点から、行政が関与する必要性があるか。

※「公益性」の判断について

公益性の判断にあたっては、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の中で、「公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの。」との規定があり、この要件を準用する。

つまり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業や活動のうち、客観的に行政が公費を支出する必要性が高いと判断できるものに限定される。

(2) 有効性・効率性

補助金の財源は、その多くが市民の税金で賄われている。厳しい財政状況の下で、補助金の交付によって期待される効果が効率的に得られる必要がある。

- ・ 補助事業の実施により本来の目的に合致した成果をあげ期待された効果が発揮されているか。
- ・ 他の手法ではなく補助によることで施策目的を効率的に達成できているか。

(3) 妥当性

補助金は、その対象となる経費や補助率、補助金額が妥当なものであることが求められる。また、これらが明確になっている必要がある。

- ・ 補助金額・補助率は適切かつ妥当であるか。定額補助は積算根拠が明確であるか。
- ・ 補助対象経費等は、適正かつ明確となっているか。
- ・ 国や府等との協調事業について、負担割合が妥当であるか。
- ・ 市の上乗せ・横出し部分は政策目的の実現のため、必要不可欠なものであるか。
- ・ 他都市の同様の補助金と比較し、均衡を欠いておらず妥当なものであるか。
- ・ 特定の交付先団体等に補助金を支出する場合、財政状況等を勘案し、一定の負担能力を有する団体等に過剰な補助をしていないか。

上乗せ・・・国又は府の基準に堺市独自の基準で補助率又は金額を上乗せしているもの。

横出し・・・国又は府の基準に堺市独自の基準で対象者又は補助対象経費を拡大しているもの。

(4) 公平性

補助金は直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であることから、長期化・固定化（既得権化）するといった課題があるため、補助事業の担い手は公平に選定する必要がある。

- ・ 交付先は適正・公平に決定されているか。
- ・ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。

3. 具体的見直しチェックポイントと見直しの方向性

各項目について補助金の適合状況を検証し、基準に適合しない項目については、合理的な理由がない限り、見直しを行うこと。基準に適合できない場合は、理由を明確にし、市民への説明責任を果たすこと。

(1) 委託や直接執行ではなく補助金が適切か。

補助交付先と行政との役割分担や、実施コスト等を踏まえ、行政が事業主体として行うべき事業については、委託等他の経費へ転換すること。

特に実施に係る経費の全額を補助する事業は、補助交付先の事業とは言い難いことから、委託への切り替えを検討すること。

(2) 補助金額及び補助率は妥当か。

補助事業の成果・実績や補助目的の達成度から補助金額及び補助率の妥当性について検証し、成果・実績や達成度が十分でない補助金については、廃止または減額の方で見直しを行うこと。

なお、補助率を設定する際は、原則として2分の1以内とする。2分の1を超える補助率を設定（改正）する場合は、2分の1を超える補助率を設定する理由を記載した書類も作成し、理由を具備すること。

(3) 団体運営費補助ではないか。

団体運営費補助は原則として廃止すること。補助交付先団体の財政状況を勘案し、毎年の補助金額以上の翌年度への繰越金がある場合など、補助金がなくても運営できる団体等に対する補助金は廃止の方で見直すこと。

補助金がないと運営できない団体については、補助目的・使途を明確にするとともに、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で見直すこと。

各団体において、自主財源の確保及び効率的な運営を行う努力が十分になされているか検証すること。

団体運営費補助・・・団体等の存続・運営のために交付する補助金で、使途が限定されていないもので、団体の運営に必要な基礎的経費に充てることができるもの。

事業費補助・・・団体や事業者、個人が主体となって行う特定の活動、事業に対する補助金で、使途が限定されているもの。

(4) 重複・類似のものはないか。

重複・類似する補助金は、整理・統合を行う。同一事業へ複数の補助を行っている場合は統合する方向で見直すこと。

(5) 公募制か。非公募の場合、説明責任を果たしているか。

補助対象者の募集は原則公募とすること。非公募とする場合は理由を明確にし、説明責任を果たすこと。

(6) 終期（原則3年）を設定した要綱を整備しているか。

終期を設定した補助金交付要綱を整備すること。終期は原則3年とすること。終期を設定してい

ない要綱は速やかに改正を行うこと。

要綱を整備（改正）する際は、補助対象経費を具体的に明記すること。また、数値目標を定めるなど目的を具体的に示すこと。

なお、終期の到来が当該補助金の自動的な終了となるため、継続する必要がある場合は終期の到来前に補助の必要性や効果等を検証し、要綱改正の手続きを行うこと。

（7）時代に即した市民ニーズに合致しているか。

補助金制度発足時の経緯と現在の社会情勢や市民ニーズとを比較し、時代に即した市民ニーズにできていない補助金については廃止の方向で見直すこと。

（8）再補助はしていないか。

再補助しているものは直接補助への切り替えを検討すること。

（9）交付先の財政状況を勘案しているか。

特定の交付先団体等に補助金を支出する場合、交付先の財政状況を把握し、補助が適当か見直すこと。

4. 検証の進め方

今後の人口動向を踏まえると、財政の見通しは非常に厳しい状況が予想される。急激に変化する社会経済情勢に対応し、市の施策や多様化する公益的ニーズに限られた財源を効果的に活用するためにも、補助金の検証は一過性のものに終わることなく、不断に行うことが必要である。

補助金について、本ガイドラインを基本的な指針とし、毎年度、継続、廃止、減額、実施手法の見直し、場合によっては拡大の方向性を検証しつつ、当初予算編成時に所管課において見直しを確実に進め、終期の到来ごとに、検証と見直しを行うこととする。

用語リスト（再掲あり）

- 補助金 …… 特定の事業、活動等を育成、助長するために市が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するもの。
- 助成金 …… 定義は補助金と同じ。
- 利子補給金 …… 資金の融通を受けて行う事務や事業の助成、育成のために資金の融通を行うものに対して当該融通資金に係る利息の全部又は一部に相当する額を、市が反対給付を受けないで、給付するもの。
- 負担金 …… 特定の事業について、市が当該事業から特別の利益を受けることに対してその事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するもの。国や他市との間で一定の事業等について、経費の負担割合が定められているものや、団体の構成員になっている場合に、その団体の取り決めによる費用を支出するものを含む。
- 交付金 …… 法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して市の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの。委託金は法令の規定又は私法上の契約による行政事務の執行上の委託であるのに対し、もっぱら報償として一方的に交付されるもの。
- 上乗せ …… 国又は府の基準に堺市独自の基準で補助率又は金額を上乗せしているもの。
- 横出し …… 国又は府の基準に堺市独自の基準で対象者又は補助対象経費を拡大しているもの。
- 団体運営費補助 …… 団体等の存続・運営のために交付する補助金で、用途が限定されていないもので、団体の運営に必要な基礎的経費に充てることができるもの。
- 事業費補助 …… 団体や事業者、個人が主体となって行う特定の活動、事業に対する補助金で、用途が限定されているもの。